平成２８年（フ）第３４０号
相模原市中央区田名4302番地　マンションステラ204
債務者　片野　雅夫
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３４４号
相模原市中央区横山台２丁目16番１号　サンセール横山台303
債務者　山口　一裕
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３４５号
相模原市南区上鶴間１丁目31番12号　リバーサカエ203
債務者　上野　郁夫
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２８２号
静岡県沼津市大岡2413番地の５
債務者　杉山　友一
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１３２号
岡山県倉敷市広江８丁目16番11号
債務者　杉山　祐樹
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第１４０号
岡山県都窪郡早島町前潟509番地１　フィオーレ早島Ａ103
債務者　亀山　　清
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第１６３号
岡山県倉敷市福田町古新田810番地４　エルディム定金102
債務者　石田　恭子（旧姓木戸）
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第１３２号
山形県天童市大字北目2065番地　芳賀２街区19
債務者　三宅　順子
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２２１号
函館市大川町７番20号
債務者　原　　順平
1　決定年月日時　平成28年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第２２２号
函館市昭和３丁目９番12―104号　メゾン・ド・シャモニー
債務者　飯野　六三
1　決定年月日時　平成28年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第３０号
岐阜県安八郡安八町東結606番地の１　ボナールＭＵＳＵＢＵ　205号
債務者　東　　絵美
1　決定年月日時　平成28年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第２４１号
愛知県西尾市下町宮東35番地　雇用促進事業団宮東住宅３棟102号室
債務者　秋山　光行
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１３５０号
大阪府豊能郡豊能町東ときわ台５丁目13番地の27
債務者　古守　一恵
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３１６号
大阪府箕面市粟生間谷東５丁目７番１―307号
債務者　奥野　匠子（旧姓吉原）
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６８４号
大阪府東大阪市高井田元町２丁目６番４号メゾン・ドーム千成207号
債務者　上出　良子（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６９５号
大阪府高槻市富田町５丁目９番26号
債務者　北川　　勇
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７１９号
大阪市生野区田島５丁目11番19号　長谷川ハイツ402
債務者　**德**本　雅彦
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部